

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 水道法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一二二五)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(同一二二六)

(告示)

- 道路に関する件
(関東地方整備局三七三～三七七)
- 道路に関する件
(中部地方整備局一三〇、一三一)
- 浄化槽の型式の認定を更新した件
(近畿地方整備局二四五～二四八)
- 共同溝を建設する件
(中国地方整備局一七五)
- 浄化槽の型式の認定を更新した件
(九州地方整備局一四九)

(官庁報告)

- 国家試験
第六十八回作業環境測定士試験の実施(厚生労働省)
- 第二十六回管理栄養士国家試験の施行(同)
- 管理栄養士国家試験委員の公告(同)

一 四 九 二 〇 三 三

(公告)

- 諸事項
- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
- 独立行政法人科学技術振興機構購入札、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会落札、プログラムの著作物に係る登録、特定計量器型式承認、平成二十三年度公害防止管理者等資格認定講習関係
- 会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第二百二十五号
水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第七条第一項、第十条第一項第一号、第十条第三項、第二十条第三項、第二十条の二、第二十条の六第二項、第二十条の八第二項、第二十条の十四、第二十条の二、第二十四条の三第二項、第二十七条第一項、第三十条第一項第一号、第三十条第三項及び第五十条の三並びに水道法施行令(昭和三十三年政令第三百三十六号)第四条第一項第六号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十月三日
厚生労働大臣 小宮山洋子

水道法施行規則の一部を改正する省令
水道法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
第一条の二の見出し中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条第一項第一号中「水道事業経営」を「地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営」に改め、同項第二号中「法人」を「地方公共団体以外の法人」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる者」を「地方公共団体」に、同項第一号、第二号を「同項第三号」に改め、同項各号を削る。
第七条の二第一号中「及びハ」を削り、同号口中「ハにおいて同じ」を削り、「五千人」を「当該認可給水人口の十分の一」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「ホ及び」を削り、「二千五百立方メートル」を「当該認可給水量の十分の一」に改め、同号中ニをハとし、ホを削り、同条第二号中「拡張又は」を「拡張」に改め、「増加」の下に「又は水源の種類若しくは取水地点の変更」を加え、同条に次の一号を加える。
三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種類若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間「イ及びロ」において特定区間」という。における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。
イ 特定区間に流入する河川がないとき。
ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。
第八条の二を次のように改める。
(事業の変更の届出)
第八条の二 法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 届出者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
二 水道事務所の所在地
三 前項の届出書には、次に掲げる書類(図面を含む。)を添えなければならない。
一 次に掲げる事項を記載した事業計画書
イ 変更後の給水区域、給水人口及び給水量
ロ 水道施設の概要
ハ 給水開始の予定年月日
ニ 変更後の給水人口及び給水量の算出根拠
ホ 法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経営収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
二 次に掲げる事項を記載した工事設計書
イ 工事の着手及び完了の予定年月日
ロ 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧

ハ 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種類、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法

ニ 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種類、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点

三 水道施設の位置を明らかにする地図

四 第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の方である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類

五 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類

六 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類

七 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

八 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

九 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

第十条に次の一号を加える。

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第十五条第一項第二号中「供する水」の下に「（以下「試料」という。）」を加え、同条第二項第二号中「検査に供する水」を「試料」に改め、同条に次の一項を加える。

8 法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。

一 委託契約は、書面により行ひ、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びハを除く。）を含むこと。

イ 委託する水質検査の項目

ロ 第一項の検査の時期及び回数

ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

ホ 水質検査の結果の根拠となる書類

ヘ 第二項の検査の実施の有無

二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。

三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。

五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。

六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

第十五条の二中、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四号ロ（一）中「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第七号中「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に改め、同条第五号イからルまでを「同条第七号イからルまで」に改め、同条第八号ロ中「第十五条の四第一号」を「第十五条の四第三号」に改め、同条八中「第十五条の四第二号」を「第十五条の四第四号」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 水質検査を行う区域の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類

第十五条の三中「前条各号」を「次に掲げる各号」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条各号に掲げる書類（同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。）

二 直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

第十五条の四中第五号を第七号とし、第四号の表以外の部分中「作成」の下に「し、これに基づき検査を実施」を加え、同号の表試料取扱標準作業書の項第一号中「運搬及び受領に当たつての注意事項」を「の方法」に改め、同表試料取扱標準作業書の項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 試料の運搬の方法

二 試料の受領の方法

三 試料の受領の方法

第十五条の四中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号イ中「第五号へ」を「第七号へ」に改め、同号ロ中「第五号ト」を「第七号ト」に、「基づき」を「基づく」に、「検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つこと」という。以下同じ。及び「を」を定期的の実施するための「事務」に改め、「国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。」を削り、「事務」の下に「及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用供水給事業者及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務」を加え、同号ハ中「及び外部精度管理調査」を「外部精度管理調査及び日常業務確認調査」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号ロ中「第一号ハ」を「次号ハ」に改め、同号ハ中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

二 精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つこと）をいう。以下同じ。）を定期的の実施するとともに、外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に行うこと。

第十五条の五に次の一項を加える。

2 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。

第十五条の六第二項中「様式第十六」を「様式第十六の二」に「届出書を」を「届出書に前項各号に掲げる書類を添えて」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

第十五条の六中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしななければならない。

とすると、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類

二 前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類

第十五条の十第二項第十号中「第十五条の四第五号二」を「第十五条の四第七号二」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十五条の四第五号八」を「第十五条の四第七号八」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十五条の四第二号八」を「第十五条の四第四号八」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「結果」の下に「及びその根拠となる書類」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「を行った年月日」を「の開始及び終了の年月日時」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 試料の運搬の方法

第十七条の二中「第五号」を「第六号」に、「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同条第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項

第十七条の四第一項第二号中「組合」の下に「(二)以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同運営して請け負った場合を含む。」を加える。

第四十九条の見出し中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条第一項第一号中「水道用水供給事業経営」を「地方公共団体以外の法人」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる者」を「地方公共団体」に、「同項第一号、第二号及び第五号」を「同項第五号」に改め、同項各号を削る。

第五十一条の四第一号を次のように改める。

一 水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量と認可給水量(法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更(同条第一項第一号に該当するものを除く。))を行つたときは、直近の変更後の給水量とする)をいう。次号において同じ。との差が認可給水量の十分の一を超えないもの。

第五十一条の四第二号中「給水対象又は」を「給水対象若しくは」に改め、「増加」の下に「又は水源の種類若しくは取水地点の変更」を加え、同条に次の一号を加える。

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種類若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域(イ及びロにおいて「特定流域」という。)における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

イ 特定流域に流入する河川がないとき。

ロ 特定流域に汚染物質を排出する施設がないとき。

第五十一条の五を次のように改める。

第五十一条の五 (事業の変更の届出) 法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 届出者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水道事務所の所在地

三 前項の届出書には、次に掲げる書類(図面を含む。)を添えなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 変更後の給水対象及び給水量

ロ 水道施設の概要

ハ 給水開始の予定年月日

ニ 法第三十条第一項第二号に該当する場合には、当該議受けの年月日及び変更後の経営

取支の概算

二 次に掲げる事項を記載した工事設計書

イ 工事の着手及び完了の予定年月日

ロ 前条第二号に該当する場合には、変更される浄水施設に係る水源の種類、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法

ハ 前条第三号に該当する場合には、変更される取水施設に係る水源の種類、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点

三 水道施設の位置を明らかにする地図

四 前条第一号(水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

五 前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあっては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類

六 前条第二号に該当する場合には、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるもの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

七 前条第三号に該当する場合には、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるもの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

第五十二条中「第三号」を「第三号第一項」に、「第十五条中」を「第十五条第一項第二号中」に、「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に、「同条第五号イからル」を「同条第七号イからルまで」に、「準用する同条第五号イからル」を「準用する第十五条の四第七号イからルまで」に、「同条第八号ロ」を「同条第九号ロ」に、「第十五条の四第一号」を「第十五条の四第三号」と、「同条第二号」を「同条第四号」に改め、「法第二十条の五第一項」と、「同条第一号中」を「準用する前条各号」と、「同条第二号」を「同条第四号ハ」に、「第十五条の五」を「第十五条の五第一項」に改め、「法第二十条の七」と、「同条第二項中」を「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、「同条第二項中」の下に「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「を加え、法第二十条の十四」と同項第八号を「法第二十条の十四」と、同項第九号を「同項第十号」に、「第十五条の四第五号ハ」を「第十五条の四第七号ハ」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に、「第十五条の四第七号二」を「第十五条の四第七号二」に改める。

第五十三条の見出し中「添付書類」を「添付書類」に改める。

第五十三条の五(給水)を「とあるのは「給水」を「とあるのは「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に、「同条第五号イからル」を「同条第七号イからルまで」に、「準用する同条第五号イからル」を「準用する第十五条の四第七号イからルまで」に、「同条第八号ロ」を「同条第九号ロ」に、「第十五条の四第一号」を「第十五条の四第三号」に、「第十五条の四第二号」を「第十五条の四第四号」に改め、「法第二十条の五第一項」と、「同条第一号中」を「準用する前条各号」と、「同条第二号」を「同条第四号ハ」に、「第十五条の五」を「第十五条の五第一項」に改め、「法第二十条の七」と、「同条第二項中」を「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、「同条第二項中」の下に「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「を加え、法第二十条の十四」と同項第八号を「法第二十条の十四」と、同項第九号を「同項第十号」に、「第十五条の四第五号ハ」を「第十五条の四第七号ハ」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に、「第十五条の四第七号二」を「第十五条の四第七号二」に改める。

第五十四条中「とあるのは「給水」を「とあるのは「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に、「同条第五号イからル」を「同条第七号イからルまで」に、「準用する同条第五号イからル」を「準用する第十五条の四第七号イからルまで」に、「同条第八号ロ」を「同条第九号ロ」に、「第十五条の四第一号」を「第十五条の四第三号」に、「第十五条の四第二号」を「第十五条の四第四号」に改め、「法第二十条の五第一項」と、「同条第一号中」を「準用する前条各号」と、「同条第二号」を「同条第四号ハ」に、「第十五条の五」を「第十五条の五第一項」に改め、「法第二十条の七」と、「同条第二項中」を「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、「同条第二項中」の下に「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「を加え、法第二十条の十四」と同項第八号を「法第二十条の十四」と、同項第九号を「同項第十号」に、「第十五条の四第五号ハ」を「第十五条の四第七号ハ」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に、「第十五条の四第七号二」を「第十五条の四第七号二」に改める。

第五十五条中「とあるのは「給水」を「とあるのは「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に、「同条第五号イからル」を「同条第七号イからルまで」に、「準用する同条第五号イからル」を「準用する第十五条の四第七号イからルまで」に、「同条第八号ロ」を「同条第九号ロ」に、「第十五条の四第一号」を「第十五条の四第三号」に、「第十五条の四第二号」を「第十五条の四第四号」に改め、「法第二十条の五第一項」と、「同条第一号中」を「準用する前条各号」と、「同条第二号」を「同条第四号ハ」に、「第十五条の五」を「第十五条の五第一項」に改め、「法第二十条の七」と、「同条第二項中」を「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、「同条第二項中」の下に「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「を加え、法第二十条の十四」と同項第八号を「法第二十条の十四」と、同項第九号を「同項第十号」に、「第十五条の四第五号ハ」を「第十五条の四第七号ハ」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に、「第十五条の四第七号二」を「第十五条の四第七号二」に改める。

第五十六条中「様式第十六号」を「様式第十六号」に、「第五十二号及び」を「及び」に、「第五十二号」を「第五十二号」に改め、「様式第十七号」の下に、「様式第十七号」を加え、同様式を様式第十六の二とし、様式第十五の次に次の様式を加える。

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六の二

様式第十六 (第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係)

業務規程届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号
住所
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
印

水道法第20条の8第1項 (第31条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定により、水質検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. _____
2. _____

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十五条の六まで、第十五条の十、第五十二条、第五十四条並びに様式第十六及び様式第十六条の二の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした水道法第二十條第三項の規定による水質検査の委託については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第百二十六号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第七十二号) の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号) 第四十二条第一項及び第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和六十二年厚生省令第四十九号) の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 社会福祉士 (第一条―第十八条) 」「第二章 社会福祉士 (第一条の二) 」「第三章 介護福祉士 (第十九条―第二十六条) 」を「第一章 社会福祉士 (第一条) 」「第二章 介護福祉士 (第一条の二) 」「第三章 介護福祉士 (第十九条) 」「第四章 登録喀痰吸引等事業者 (第十八条) 」に改める。

第二十六条の二・第二十六条の三) 」「第一条中「社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第一条の二とする。

第五条の二中「あつて」を「あつて」に改める。

第九条の見出しを「(社会福祉士の登録事項)」に改める。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 総則

(医師の指示の下に行われる行為)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)(第一条第一項)の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

第二十四条の次に次の一条を加える。